

別 表（第2条関係）

補 助 事 業 名	公共交通等事業者燃料油価格高騰対策一時支援金 (バス・鉄道・航路)
補 助 事 業 の 目 的	燃料油価格高騰の影響を大きく受ける公共交通等事業者の事業継続を支援する
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	乗合バス事業者、地域鉄道事業者、生活航路事業者
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	燃料油価格高騰の影響を受けた経費
補 助 金 の 額	<p>乗合バス事業者 車両数 × 9,000 円 地域鉄道(気動)事業者 車両数 × 34,000 円 生活航路事業者 船舶数 × 79,000 円</p> <p>ただし、智頭急行と WILLER TRAINS については下記のとおりとする。 車両数 × 34,000 円 × 兵庫県域の負担割合[ア]（千円未満切捨）</p> <p>[算式に代入する金額等] [ア]兵庫県域の負担割合 智頭急行に対する兵庫県域の出資率の計（26%） WILLER TRAINS に対する宮津線路線割合（11分の8） に兵庫県域の出資率の計（7.6%）を乗じた割合</p>
適用除外する条項	第3条、第4条第1項なお書き、同条第2項なお書き、同条第3項から第4項、第6条から第14条、第15条第2項、第16条第2項、第19条
その他の事項	公共交通等事業者燃料油価格高騰対策一時支援金 (バス、鉄道、航路)交付要綱において別途定める。